

令和3年度

第6回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

# 令和3年度第6回江別市農業委員会定例総会議事録

令和3年9月30日（木） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

## 1 出席委員（19名）

佐藤和人  
大井川和雄  
西純一  
三好雄一  
百瀬誠記  
田中浩一  
中田和孝  
清水雅彦  
山田保彦  
伊藤良明  
中島清文  
佐藤昇  
得能謙二  
渡部正廣  
工藤多希子  
山口利夫  
長谷川礼子  
松下博樹  
浅野目貴史

## 2 欠席委員（1名）

保倉浩行

## 3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	岩	湊	淑	仁
	主幹	前	田	幸	一
	主査	川	合	正	洋
	主任	大	野	慶	廣
	主任	岩	佐	吉	記
	主任	金	澤	由	希

#### 4 議事日程

- |       |            |                            |
|-------|------------|----------------------------|
| 日程第1  | 議事録署名委員の指名 |                            |
| 日程第2  | 会期の決定      |                            |
| 日程第3  | 諸般の報告      |                            |
| 日程第4  | 報告第21号     | 現況証明願及び照会について              |
| 日程第5  | 報告第22号     | 農地法第5条の規定による届出について         |
| 日程第6  | 報告第23号     | 第3回農政常任委員会開催結果報告について       |
| 日程第7  | 報告第24号     | 第6回農地常任委員会開催結果報告について       |
| 日程第8  | 報告第25号     | 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定について      |
| 日程第9  | 議案第18号     | 第6回農用地利用集積計画の決定について        |
| 日程第10 | 議案第19号     | 農用地の買入協議に係る要請について          |
| 日程第11 | 議案第20号     | 農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見について |
| 日程第12 | 議案第21号     | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について   |

## 5 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和3年度第6回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は19名で、定足数に達しております。  
ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、中田委員、山口委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について  
令和3年度第6回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。  
令和3年9月30日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。  
○事務局長 ご報告申し上げます。  
令和3年度第5回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。  
なお、本日の総会に保倉委員が欠席する旨の通告がありました。  
以上でございます。  
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第21号

- 議長 日程第4 報告第21号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
岩佐主任。  
○岩佐主任 報告第21号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.14の1件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.14は、1件全1筆 公簿地目 畑264.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第21号を終結いたします。

### ◎報告第22号

○議長 日程第5 報告第22号 農地法第5条の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第22号 農地法第5条の規定による届出について、ご説明申し上げます。

今回届出がありましたのはNo.3の1件で、所在、地番等につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について権利の移動を伴い転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

転用目的は、住宅地の造成をしようとするものでございます。

審査の結果、受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでございます。

以上、1件 現況地目 畑1筆1,979.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第22号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第22号を終結いたします。

### ◎報告第23号

○議長 日程第6 報告第23号 第3回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○農政常任委員長 第3回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員および出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件につきましては、「農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見について」の1項目です。

内容について事務局より説明を受け、審議した結果、農政常任委員会では原案どおり承認することとし、農業委員会の総意とするため定例総会に付することとしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第23号を終結いたします。

#### ◎報告第24号

○議長 日程第7 報告第24号 第6回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第24号 令和3年度第6回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 第6回農用地利用集積計画の決定について

付議事件2 農用地の買入協議に係る要請について

付議事件3 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第24号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第24号を終結いたします。

#### ◎報告第25号

○議長 日程第8 報告第25号 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 報告第25号 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定について、ご説明申し上げます。

今回裁定を受けましたのは、No.2及びNo.3の2件でございます。

No.2は、法人持分処分により第三者である法人構成員に対して経営移譲を行ったものでございます。

No.3は、所有農地の利用権設定により後継者へ経営移譲を行ったものでございます。各案件の経営移譲日、処分対象農地等につきましては、記載のとおりでございます。

No.2については、法人持分又は株式の譲渡に関する法人代表者の証明書等により持分処分完了を確認し、また、No.3については、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画が定められており、それぞれ内容を審査確認の上、独立行政法人農業者年金基金へ裁定請求書類を提出し、裁定を受けたものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第25号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第25号を終結いたします。

### ◎議案第18号

○議長 日程第9 議案第18号 第6回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

岩佐主任。

○岩佐主任 議案第18号 第6回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが8件41筆436,999.00㎡、利用権設定に係るものが2件6筆116,432.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第18号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、所有権移転のNo.19及びNo.22を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

所有権移転のNo.19及びNo.22を除き採決いたします。

第6回農用地利用集積計画の決定について、申出8件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き議案第18号の所有権移転のNo.19及びNo.22に対する質疑に入りますが、浅野目委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(浅野目委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第18号の所有権移転のNo.19及びNo.22を採決いたします。

第6回農用地利用集積計画の決定について、申出2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思ひます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

浅野目委員の復席を願ひます。

(浅野目委員復席)

### ◎議案第19号

○議長 日程第10 議案第19号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

岩佐主任。

○岩佐主任 議案第19号 農用地の買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

これは、記載の4名から所有権移転の申出があり、農業経営基盤強化促進法第15条第2項の規定に基づき公益財団法人北海道農業公社を含めて調整を行ったところ、意向が一致しなかったもので、このままでは、公社が当該農用地に係る権利を取得できなくなるにより認定農業者又は認定新規就農者への利用権の設定等が困難になる恐れがあるため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、公社による買入協議を行うよう江別市長から公社及び農地所有者に対して通知することを市長に要請することについて、意見の決定を求めるものでございます。

内容につきましては記載のとおりで、全18筆、146,675.00㎡が対象となっております。

以上でございます。

○議長 これより議案第19号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

農用地の買入協議に係る要請について、要請5件、可とする決定をいたしたいと思ひます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎議案第20号

○議長 日程第11 議案第20号 農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

川合主査。

○川合主査 議案第20号 農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

先ほど農政常任委員長からの報告にございましたとおり、本日、農政常任委員会において審議いたしました。令和元年度から第3期目がスタートしております農村滞在型余暇活動機能整備計画について、このたび、農業者1件から追加登録の希望があったことから、その変更案について農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づき、市長から当委員会へ意見を求められているものでございます。

今回の変更箇所につきましては、別添で配付しております整備計画書案10ページ、農作業体験施設等の整備計画図の中の右上段に赤字で記載されておりますNo.14の追加でございます。

この追加に伴い、6ページ中段「5 交流人口数等の具体的な達成目標」の目標値が、77万8,000人に増加、続いて、7ページ別表のうち位置（設置場所）と規模について、下段の赤字部分が追記・変更となる箇所でございます。

このほか、3ページ中段、体験・観光施設等の状況の一覧表につきまして、令和元年6月に行われた一部変更から現在までの間、農産物直売所1件及び農家レストラン1件が整備計画を完了し運営を開始しておりますので、今回の一部変更に合わせて、こちらの一覧に追加されるものであります。

なお、本計画の変更箇所及び変更内容につきましては、後段の新旧対象表に記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎議案第21号

○議長 日程第12 議案第21号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

川合主査。

○川合主査 議案第21号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、江別市の農業振興地域整備計画を変更するにあたり、市長から当委員会へ意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、除外1件、編入4件の5件でございます。

変更理由及び内容について、ご説明申し上げます。

まず、除外1件につきまして、農家宅地内に江別市農村滞在型余暇活動機能整備計画による農家レストランを設置するに当たり、営業に必要となる駐車場を確保するため、隣接する農地の一部を農用区域から除外する内容のものです。

申請に係る整備計画の変更につきましては、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる土地に該当するため、法令上の要件を満たすものと判断いたします。

次に、編入4件のいずれの土地につきましても、それぞれの地域において将来に渡り安定した農業経営が継続できるよう、周辺の農用区域内の農地と一体的に活用していくため、農用区域内へ編入する内容のものです。

申請に係る整備計画の変更につきましては、当該箇所が、法令が定める農用区域の設定基準である10haの規模の一団の農地の、土地の利用上必要な施設の用に供される土地に該当するため、法令上の要件を満たすものと判断いたします。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請5件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## 閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。  
令和3年度第6回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時51分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員